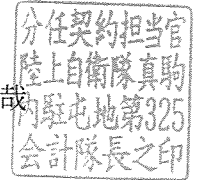


令和5年9月11日

公 告

分任契約担当官
陸上自衛隊真駒内駐屯地
第325会計隊長 土 門 勝 哉



次のとおり一般競争入札を行います。

1 競争に付する事項

- (1) 件 名：Aグループ 30t大型オートリフト定期整備点検
Bグループ 24t大型オートリフト定期整備点検
Cグループ 30t大型オートリフト定期整備点検
Dグループ 中型車両整備用オートリフト定期整備
Eグループ 中型車両整備用オートリフト定期整備
Fグループ 中型車両整備用オートリフト定期整備
- (2) 規 格：仕様書のとおり
- (3) 履行場所：真駒内駐屯地・滝川駐屯地・函館駐屯地
- (4) 履行時期：Aグループ 令和6年1月31日
Bグループ 令和6年1月31日
Cグループ 令和6年1月31日
Dグループ 令和6年1月31日
Eグループ 令和6年1月31日
Fグループ 令和6年1月31日

2 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中の特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 全省庁統一資格申請において「役務の提供等」D等級以上の格付けを有する者で北海道地域に競争参加資格を有する者（資格審査結果通知書の写しを入札時に必ず提出すること。）
- (3) 別紙「装備品等及び役務の調達に係わる指名停止等」に該当しない者であること。
- (4) 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から陸幕会第1147号（27.12.2）「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領について（通達）」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 「入札及び契約心得」を厳守している者

3 契約条項、入札及び契約心得を示す場所

陸上自衛隊真駒内駐屯地 第325会計隊 契約班及び北部方面会計隊ホームページ

4 入札（現場）説明会の場所及び日時 実施しない。

5 競争入札執行の場所及び日時

- (1) 場所：陸上自衛隊真駒内駐屯地 第325会計隊 入札室
- (2) 日時：令和5年9月26日（火） 1030～

6 保証金等に関する事項

- (1) 入札保証金：免除 ただし、落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札価格の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。
- (2) 契約保証金：免除 ただし、契約者が契約を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上の金額を違約金として徴収する。

7 入札の無効

- (1) 第2項で示した競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) 入札に関する条項に違反した入札
- (3) 入札金額、入札者（委任された者も含む）の氏名が判別しがたい入札
- (4) 電報・電話・FAXによる入札
- (5) 入札開始時刻に遅れた者による入札
- (6) 誓約した「暴力団排除に関する誓約事項」に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合
- (7) 次の文面を記載していない入札書による入札「当社（私（個人の場合）、当団体（団体の場合））は、上記の公告に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項を承諾のうえ入札致します。また、「入札及び契約心得」に定める暴力団排除に関する事項について誓約します。」

8 落札決定方法

- (1) 総額が予定価格の範囲内の最低入札者を落札者とする。ただし、落札者となるべき最低入札者が2人以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。この際、当該入札者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせて決定する。
- (2) 落札決定に当たって、入札書に記載された総額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、税込みで見積もった当該金額に関しては110分の100に相当する金額（当該金額に1円未満の端数があるときには、その端数金額を切り捨てるものとする）を入札書に記載すること。

9 契約書の作成

落札決定後遅延なく契約書を作成し、役務請負契約条項、談合等の不正行為に関する特約条項及び暴力団排除に関する特約条項を付す。

10 その他

(1) 郵便入札

「〇グループ入札書在中」と件名を記入した小封筒に入札書を入れて封印をし、それと資格審査結果通知書（写）を「30t大型オートリフト定期整備点検等入札書在中」と記載した封筒に入れて書留郵便（簡易書留可）にて令和5年9月25日（月）17時までに第325会計隊契約班に必着させること。この際、下記入札担当者に電話にて到達の確認を行うこと。

- (2) 再度入札の必要が生じた場合
直ちに実施する。但し、郵便入札があった場合の入札時期は別示する。
- (3) 契約の成立時期については、契約書に双方が記名押印したときとする。但し、契約書を省略する場合については、落札者が決定したと通知したときとする。
- (4) 代理人をもって入札に参加する場合は、委任状を提出すること。
- (5) 本入札は新型コロナウイルス感染拡大防止のため郵便入札を推奨する。

- (6) 入札に関する事項の問合せ先
陸上自衛隊 真駒内駐屯地 第3 2 5 会計隊 契約班 (担当：永田)
TEL011-581-3191 (内 3342)
- (7) 仕様書に関する事項の問合せ先
ア A～F グループ 陸上自衛隊真駒内駐屯地 第1 1 後方支援隊第4科 (担当：杉村)
TEL011-581-3191 (内 2804)

11 公告掲示場所及び機関

- (1) 掲示場所
ア 真駒内駐屯地第3 2 5 会計隊
イ 北部方面会計隊ホームページ <http://www.mod.go.jp/gsdf/nae/fin/index.html>
- (2) 掲示期間
令和5年9月11日(月)～令和5年9月26日(火)

品 目 等 内 訳 書

契約実施計画番号			3LWG1BK01390		グループ：A														
NO	調達要求番号		物品番号				単 位	数 量	単 価	金 額	銘 柄	納 地		指 定					
	品 名						使用期限等	引 渡 場 所			検査								
	部品番号 または 規格							搬 入 場 所											
	使用器材名					仕様書番号		納 期				包装							
1	33DX1AL4007	0001			UN	1.00					1 1 後支滝川駐屯地								
	3 0 t 大型オートリフト定期整備点検									1 1 後支隊第 4 科									
	仕様書のとおり									杉村 2 曹 内 (2 8 0 4)									
							1			令和6年1月31日									
					- 以 下 余 白 -														

品 目 等 内 訳 書

契約実施計画番号		3LWG1BK01390		グループ：B							
NO	調達要求番号		物品番号		単 位	数 量	単 価	金 額	銘 柄	納 地	指 定
	品 名					使用期限等			引 渡 場 所	検 査	
	部品番号 または 規格								搬 入 場 所		
	使用器材名				仕様書番号				納 期	包 装	
1	33DX1AL4008	0001			UN	1.00				1 1 後支真駒内駐屯地	
	2 4 t 大型オートリフト定期整備点検								1 1 後支隊第 4 科		
	仕様書のとおり								杉村2 曹 内 (2 8 0 4)		
									令和6年1月31日		
				- 以 下 余 白 -							

品 目 等 内 訳 書

契約実施計画番号			3LWG1BK01390		グループ：C														
NO	調達要求番号		物品番号		単 位		数 量		単 価	金 額	銘 柄		納 地		指 定				
	品 名										使用期限等	引 渡 場 所		検査 包装					
	部品番号 または 規格											搬 入 場 所							
	使用器材名						仕様書番号					納 期							
1	33DX1AL4009	0001			UN		1.00					1 1 後支真駒内駐屯地							
	3 0 t大型オートリフト定期整備点検											1 1 後支隊第4科							
	仕様書のとおり											杉村2曹内（2 8 0 4）							
							3					令和6年1月31日							
					- 以 下 余 白 -														

品 目 等 内 訳 書

契約実施計画番号		3LWG1BK01390		グループ：D											
NO	調達要求番号		物品番号		単 位	数 量	単 価	金 額	銘 柄	納 地	指 定				
	品 名					使用期限等			引 渡 場 所	検 査					
	部品番号 または 規格								搬 入 場 所	包 装					
	使用器材名				仕様書番号				納 期						
1	33DX1AL4010	0001			UN	2.00			1 1 後支真駒内駐屯地						
	中型車両整備用オートリフト定期整備							1 1 後支隊第4科							
	仕様書のとおり							杉村2曹内（2804）							
						4		令和6年1月31日							
				- 以 下 余 白 -											

品 目 等 内 訳 書

契約実施計画番号		3LWG1BK01390		グループ：E							
NO	調達要求番号		物品番号		単 位	数 量	単 価	金 額	銘 柄	納 地	指 定
	品 名								使用期限等	引 渡 場 所	
	部品番号 または 規格									搬 入 場 所	検 査
	使用器材名		仕様書番号							納 期	包 装
1	33DX1AL4011	0001			UN	1.00				1 1 後支函館駐屯地	
	中型車両整備用オートリフト定期整備									1 1 後支隊第4科	
	仕様書のとおり									杉村2曹 内(2804)	
					5					令和6年1月31日	
				- 以下 余 白 -							

品 目 等 内 訳 書

契約実施計画番号			3LWG1BK01390		グループ：F											
NO	調達要求番号		物品番号		単位		数量		単価	金額	銘柄		納地		指定	
	品名						使用期限等	引渡場所			検査					
	部品番号 または 規格							搬入場所			包装					
	使用器材名				仕様書番号			納期								
1	33DX1AL4012	0001			UN	1.00					1 1 後支滝川駐屯地					
	中型車両整備用オートリフト定期整備									1 1 後支隊第4科						
	仕様書のとおり									杉村2曹内（2804）						
					6					令和6年1月31日						
					- 以下 余 白 -											

装備品等及び役務の調達に係わる指名停止等

- 1 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止措置等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- 2 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- 3 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
- 4 第2号の「資本関係又は人的関係にある」場合とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。
 - (1) 資本関係がある場合
次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号及び会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は、イについて子会社の一方が会社更正法（昭和27年法律第172号）第2条第7項に規定する更正会社（以下「更正会社」という。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続（以下「再生手続」という。）が存続中の会社である場合を除く。
ア 親会社（会社法第2条4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合。
イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合。
 - (2) 人的関係がある場合
次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては、更正会社又は再生手続存続中の会社である場合は除く。
ア 一方の会社の役員（常勤又は非常勤の取締役、会計参与、監査役、執行役、理事、監事その他これらに準ずる者をいい、社外役員を除く。以下の号において同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合。
イ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更正法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合。
ウ (1)及び(2)に掲げる場合のほか、資本構成又は人的構成において関連性のある一方の会社による落札が他方の会社に係る指名停止等の措置の効果を実質上減殺するなど(1)又は(2)に掲げる場合と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合。

入 札 書

金額 円

【 Aグループ 】

品 名	規 格	単位	数量	単 価	金 額
30t大型オートリフト定期整備点検	仕様書のとおり	回	1		
	以下余白				
履 行 場 所	陸上自衛隊真駒内駐屯地		履行期間	令和6年1月31日	
入札（契約）保証金	免 除	入札有効期間			

当社（私・当団体）は、上記の公告に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項を承諾のうえ入札致します。また、「入札及び契約心得」に定める暴力団排除に関する事項について誓約します。

令和 年 月 日

分任契約担当官
陸上自衛隊真駒内駐屯地
第325会計隊長 土門 勝哉 殿

住 所
会 社 名
代表者名

印

調達要求番号：33DX1AL4007

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書			
物 品 番 号		仕 様 書 番 号	
大型車両整備用オートリフト (30t～32t) 定期整備・点検		1	
		作 成	令和5年9月8日
		変 更	
		作成部隊名等	第11後方支援隊

1 総則

1.1 適用範囲

本仕様書は、滝川駐屯地内×1台（11後方支援隊）において使用する大型車両整備用オートリフト定期整備・点検について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、次によるほか、GLT-CG-Z-500002の1,2による。

1.2.1 点検

点検とは、納入又は前回点検時から約3年を目安とした定期点検をいい、リフト製造会社（以下、製造会社という。）の定期点検要領書（以下、要領書という。）に基づき、リフトに荷重をかけた状態で行う作動点検及びリフトに荷重をかけない始業点検とする。

なお、点検には、作動油交換、油脂類の塗布及び除去（防錆処置）、各部位の清掃及び調整、定期交換部品等（消耗品を含む。）の交換（以下、定期作業という。）を含むものとする。

1.3 種類

種類は、表1による。

表1－種類

番号	物品番号	主品目番号	品名
1	4910-285-0969-5	2482401	大型車両整備用オートリフト (30 t～32 t)

1.4 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 規格

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

GLT-CG-Z000002 陸上自衛隊一般外注整備共通仕様書

b) 法令等

車両用オートリフト（10t、24t、30t）の定期点検要領の徹底について（通達）

〔陸幕武化第556号（20.12.15）〕

リフト点検資格認定制度 社団法人 日本自動車機械工具協会

2 整備に関する要求

2.1 一般的要求事項

契約の相手方は、リフトの点検を実施し、当該装備品の機能、性能及び安全を確保する。

また、点検後にリフトの性能及び各操作に異常があってはならない。

なお、点検は、必ず“社団法人 日本自動車機械工具協会”が認定するリフト点検資格認定者を含む人員で実施するものとする。

2.2 整備の種類

整備の種類は、点検とする。

2.3 作業の概要

大型車両整備用オートリフト定期整備・点検（規格：WSL-PSFU300）

- ・脱着定期交換部品交換作業
- ・各部グリスアップ作業
- ・オイル交換作業
- ・ユニック車使用
- ・役務履行で発生した梱包材、産業廃棄物等は処分するものとする

3 監督・検査

監督及び検査は、担当者が定める監督・検査実施要領による。

検査は完成検査とし、検査官の立会の上、機能検査等を実施し合格をもって完了とする。

標準作業表

工程		作業内容
1	作業前の問診	点検に先立ち、対象器材の状況などを官側の管理責任者に問診する。
2	再現テスト	問診情報の再現テストを行う。 なお、その場合、問診対応者の立会のうえ確認すること。
3	始業点検	a) 動力源の点検 b) 障害物（周囲）の点検 c) 器材本体の外観の点検 なお、細部については、要領書による。
4	定期作業	a) 油脂類の交換、給脂、塗布及び除去（防錆処置） b) 消耗品及び定期交換部品等の交換（ワイヤーロープ・ゴムパット等） c) 各部位の調整及び清掃 d) 各装置の点検 なお、細部については、要領書による。
5	車の入場	a) リフトの位置確認及び調整 b) アタッチメントの確認及び調整 なお、細部については、要領書による。
6	点検	a) 安全装置の点検 b) 駆動装置の点検 c) 昇降装置の点検 d) 操作装置の点検 e) 配管部の点検 f) その他の点検（供給源・排水及びゴミ・アタッチメント等） なお、細部については、要領書による。ただし、点検において異常があった場合は、担当官にその旨を申し出て指示を受ける。
7	車の退出	a) リフトの位置確認及び調整 b) アタッチメントの確認及び調整 なお、細部については、要領書による。
8	定期点検記録表の確認	定期点検記録表への記載漏れ及び点検内容に不備等がないかを 確認する。
9	完成検査	完成検査を受検する。
10	略式履歴簿への記載 及びシールの塗布	検査終了後、当該装備品の見えやすい箇所にシールを貼る。

入 札 書

金額 円

【 Bグループ 】

品 名	規 格	単位	数量	単 価	金 額
30t大型オートリフト定期整備点検	仕様書のとおり	UN	1		
	以下余白				
履 行 場 所	陸上自衛隊真駒内駐屯地		履行期間	令和6年1月31日	
入札（契約）保証金	免 除	入札有効期間			

当社（私・当団体）は、上記の公告に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項を承諾のうえ入札致します。また、「入札及び契約心得」に定める暴力団排除に関する事項について誓約します。

令和 年 月 日

分任契約担当官
陸上自衛隊真駒内駐屯地
第325会計隊長 土門 勝哉 殿

住 所
会 社 名
代表者名



調達要求番号：33DX1AL4008

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書			
物 品 番 号		仕 様 書 番 号	
大型車両整備用オートリフト (24t～26t) 定期整備・点検		2	
		作 成	令和5年9月8日
		変 更	
		作成部隊名等	第11後方支援隊

1 総則

1.1 適用範囲

本仕様書は、真駒内駐屯地内×1台（11 後方支援隊）において使用する大型車両整備用オートリフト定期整備・点検について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、次によるほか、GLT-CG-Z-500002の1、2による。

1.2.1 点検

点検とは、納入又は前回点検時から約3年を目安とした定期点検をいい、リフト製造会社（以下、製造会社という。）の定期点検要領書（以下、要領書という。）に基づき、リフトに荷重をかけた状態で行う作動点検及びリフトに荷重をかけない始業点検とする。

なお、点検には、作動油交換、油脂類の塗布及び除去（防錆処置）、各部位の清掃及び調整、定期交換部品等（消耗品を含む。）の交換（以下、定期作業という。）を含むものとする。

1.3 種類

種類は、表1による。

表1－種類

番号	物品番号	主品目番号	品名
1	4910-285-0969-5	2482401	大型車両用オートリフト（30t～32t）

1.4 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 規格

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

GLT-CG-Z000002 陸上自衛隊一般外注整備共通仕様書

b) 法令等

車両用オートリフト（10t、24t、30t）の定期点検要領の徹底について（通達）

[陸幕武化第556号（20.12.15）]

リフト点検資格認定制度 社団法人 日本自動車機械工具協会

2 整備に関する要求

2.1 一般的要求事項

契約の相手方は、リフトの点検を実施し、当該装備品の機能、性能及び安全を確保する。

また、点検後にリフトの性能及び各操作に異常があってはならない。

なお、点検は、必ず“社団法人 日本自動車機械工具協会”が認定するリフト点検資格認定者を含む人員で実施するものとする。

2.2 整備の種類

整備の種類は、点検とする。

2.3 作業の概要

大型車両整備用オートリフト定期整備・点検（規格：WSL-PSFU300）

- ・脱着定期交換部品交換作業
- ・各部グリスアップ作業
- ・オイル交換作業
- ・ユニック車使用
- ・役務履行で発生した梱包材、産業廃棄物等は処分するものとする

3 監督・検査

監督及び検査は、担当者が定める監督・検査実施要領による。

検査は完成検査とし、検査官の立会の上、機能検査等を実施し合格をもって完了とする。

標準作業表

工程		作業内容
1	作業前の問診	点検に先立ち、対象器材の状況などを官側の管理責任者に問診する。
2	再現テスト	問診情報の再現テストを行う。 なお、その場合、問診対応者の立会のうえ確認すること。
3	始業点検	a) 動力源の点検 b) 障害物（周囲）の点検 c) 器材本体の外観の点検 なお、細部については、要領書による。
4	定期作業	a) 油脂類の交換、給脂、塗布及び除去（防錆処置） b) 消耗品及び定期交換部品等の交換（ワイヤーロープ・ゴムパット等） c) 各部位の調整及び清掃 d) 各装置の点検 なお、細部については、要領書による。
5	車の入場	a) リフトの位置確認及び調整 b) アタッチメントの確認及び調整 なお、細部については、要領書による。
6	点検	a) 安全装置の点検 b) 駆動装置の点検 c) 昇降装置の点検 d) 操作装置の点検 e) 配管部の点検 f) その他の点検（供給源・排水及びゴミ・アタッチメント等） なお、細部については、要領書による。ただし、点検において異常があった場合は、担当官にその旨を申し出て指示を受ける。
7	車の退出	a) リフトの位置確認及び調整 b) アタッチメントの確認及び調整 なお、細部については、要領書による。
8	定期点検記録表の確認	定期点検記録表への記載漏れ及び点検内容に不備等がないかを 確認する。
9	完成検査	完成検査を受検する。
10	略式履歴簿への記載 及びシールの塗布	検査終了後、当該装備品の見えやすい箇所にシールを貼る。

入 札 書

金額 円

【Cグループ】

品 名	規 格	単位	数量	単 価	金 額
24t大型オートリフト定期整備点検	仕様書のとおり	UN	1		
	以下余白				
履 行 場 所	陸上自衛隊真駒内駐屯地		履行期間	令和6年1月31日	
入札（契約）保証金	免 除	入札有効期間			

当社（私・当団体）は、上記の公告に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項を承諾のうえ入札致します。また、「入札及び契約心得」に定める暴力団排除に関する事項について誓約します。

令和 年 月 日

分任契約担当官
陸上自衛隊真駒内駐屯地
第325会計隊長 土門 勝哉 殿

住 所
会 社 名
代表者名



調達要求番号：33DX1AL4009

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書			
物 品 番 号		仕 様 書 番 号	
大型車両整備用オートリフト (30t～32t) 定期整備・点検		3	
		作 成	令和5年9月8日
		変 更	
		作成部隊名等	第11後方支援隊

1 総則

1.1 適用範囲

本仕様書は、真駒内駐屯地内×1台（11後方支援隊）において使用する大型車両整備用オートリフト定期整備・点検について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、次によるほか、GLT-CG-Z-500002の1,2による。

1.2.1 点検

点検とは、納入又は前回点検時から約3年を目安とした定期点検をいい、リフト製造会社（以下、製造会社という。）の定期点検要領書（以下、要領書という。）に基づき、リフトに荷重をかけた状態で行う作動点検及びリフトに荷重をかけない始業点検とする。

なお、点検には、作動油交換、油脂類の塗布及び除去（防錆処置）、各部位の清掃及び調整、定期交換部品等（消耗品を含む。）の交換（以下、定期作業という。）を含むものとする。

1.3 種類

種類は、表1による。

表1－種類

番号	物品番号	主品目番号	品名
1	4910-285-0969-5	2482401	大型車両整備用オートリフト（30t～32t）

1.4 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 規格

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

GLT-CG-Z000002 陸上自衛隊一般外注整備共通仕様書

b) 法令等

車両用オートリフト（10t、24t、30t）の定期点検要領の徹底について（通達）

〔陸幕武化第556号（20.12.15）〕

リフト点検資格認定制度 社団法人 日本自動車機械工具協会

2 整備に関する要求

2.1 一般的要求事項

契約の相手方は、リフトの点検を実施し、当該装備品の機能、性能及び安全を確保する。
また、点検後にリフトの性能及び各操作に異常があってはならない。
なお、点検は、必ず“社団法人 日本自動車機械工具協会”が認定するリフト点検資格認定者を含む人員で実施するものとする。

2.2 整備の種類

整備の種類は、点検とする。

2.3 作業の概要

大型車両整備用オートリフト定期整備・点検（規格：WSL-PSFU300）

- ・脱着定期交換部品交換作業
- ・各部グリスアップ作業
- ・オイル交換作業
- ・ユニック車使用
- ・役務履行で発生した梱包材、産業廃棄物等は処分するものとする

3 監督・検査

監督及び検査は、担当者が定める監督・検査実施要領による。

検査は完成検査とし、検査官の立会の上、機能検査等を実施し合格をもって完了とする。

標準作業表

工程		作業内容
1	作業前の問診	点検に先立ち、対象器材の状況などを官側の管理責任者に問診する。
2	再現テスト	問診情報の再現テストを行う。 なお、その場合、問診対応者の立会のうえ確認すること。
3	始業点検	a) 動力源の点検 b) 障害物（周囲）の点検 c) 器材本体の外観の点検 なお、細部については、要領書による。
4	定期作業	a) 油脂類の交換、給脂、塗布及び除去（防錆処置） b) 消耗品及び定期交換部品等の交換（ワイヤーロープ・ゴムパット等） c) 各部位の調整及び清掃 d) 各装置の点検 なお、細部については、要領書による。
5	車の入場	a) リフトの位置確認及び調整 b) アタッチメントの確認及び調整 なお、細部については、要領書による。
6	点検	a) 安全装置の点検 b) 駆動装置の点検 c) 昇降装置の点検 d) 操作装置の点検 e) 配管部の点検 f) その他の点検（供給源・排水及びゴミ・アタッチメント等） なお、細部については、要領書による。ただし、点検において異常があった場合は、担当官にその旨を申し出て指示を受ける。
7	車の退出	a) リフトの位置確認及び調整 b) アタッチメントの確認及び調整 なお、細部については、要領書による。
8	定期点検記録表の確認	定期点検記録表への記載漏れ及び点検内容に不備等がないかを 確認する。
9	完成検査	完成検査を受検する。
10	略式履歴簿への記載 及びシールの塗布	検査終了後、当該装備品の見えやすい箇所にシールを貼る。

入 札 書

金額 円

【 Dグループ 】

品 名	規 格	単位	数量	単 価	金 額
中型車両整備用オートリフト定期整備	仕様書のとおり	UN	2		
	以下余白				
履 行 場 所	陸上自衛隊真駒内駐屯地		履行期間	令和6年1月31日	
入札（契約）保証金	免 除		入札有効期間		

当社（私・当団体）は、上記の公告に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項を承諾のうえ入札致します。また、「入札及び契約心得」に定める暴力団排除に関する事項について誓約します。

令和 年 月 日

分任契約担当官
陸上自衛隊真駒内駐屯地
第325会計隊長 土門 勝哉 殿

住 所
会 社 名
代表者名



調達要求番号：33DX1AL4010

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書			
物 品 番 号	4910-285-0973-5	仕 様 書 番 号	
中型車両整備用オートリフト (10t～12t) 定期整備・点検		4	
		作 成	令和5年9月8日
		変 更	
		作成部隊名等	第11後方支援隊

1 総則

1.1 適用範囲

本仕様書は、真駒内駐屯地内×2台（11後方支援隊）において使用する中型車両整備用オートリフト定期整備・点検について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、次によるほか、GLT-CG-Z-500002の1、2による。

1.2.1 点検

点検とは、納入又は前回点検時から約3年を目安とした定期点検をいい、リフト製造会社（以下、製造会社という。）の定期点検要領書（以下、要領書という。）に基づき、リフトに荷重をかけた状態で行う作動点検及びリフトに荷重をかけない始業点検とする。

なお、点検には、作動油交換、油脂類の塗布及び除去（防錆処置）、各部位の清掃及び調整、定期交換部品等（消耗品を含む。）の交換（以下、定期作業という。）を含むものとする。

1.3 種類

種類は、表1による。

表1－種類

番号	物品番号	主品目番号	品名
1	4910-285-0973-5	2482402	中型車両整備用オートリフト（10t～12t）

1.4 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 規格

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

GLT-CG-Z000002 陸上自衛隊一般外注整備共通仕様書

b) 法令等

車両用オートリフト（10t、24t、30t）の定期点検要領の徹底について（通達）

[陸幕武化第556号（20.12.15）]

リフト点検資格認定制度 社団法人 日本自動車機械工具協会

2 整備に関する要求

2.1 一般的要求事項

契約の相手方は、リフトの点検を実施し、当該装備品の機能、性能及び安全を確保する。
また、点検後にリフトの性能及び各操作に異常があつてはならない。
なお、点検は、必ず“社団法人 日本自動車機械工具協会”が認定するリフト点検資格認定者を含む人員で実施するものとする。

2.2 整備の種類

整備の種類は、点検とする。

2.3 作業の概要

中型車両整備用オートリフト定期整備・点検（規格：FTW-1033）

- ・移動用チェーン・ローラー交換作業
- ・前後シリンダー、ヘッドシリンダー脱着定期交換部品交換作業
- ・各部グリスアップ作業
- ・オイル交換作業
- ・役務履行で発生した梱包材、産業廃棄物等は処分するものとする

3 監督・検査

監督及び検査は、担当者が定める監督・検査実施要領による。

検査は完成検査とし、検査官の立会の上、機能検査等を実施し合格をもって完了とする。

標準作業表

工程		作業内容
1	作業前の問診	点検に先立ち、対象器材の状況などを官側の管理責任者に問診する。
2	再現テスト	問診情報の再現テストを行う。 なお、その場合、問診対応者の立会のうえ確認すること。
3	始業点検	a) 動力源の点検 b) 障害物（周囲）の点検 c) 器材本体の外観の点検 なお、細部については、要領書による。
4	定期作業	a) 油脂類の交換、給脂、塗布及び除去（防錆処置） b) 消耗品及び定期交換部品等の交換（ワイヤーロープ・ゴムパット等） c) 各部位の調整及び清掃 d) 各装置の点検 なお、細部については、要領書による。
5	車の入場	a) リフトの位置確認及び調整 b) アタッチメントの確認及び調整 なお、細部については、要領書による。
6	点検	a) 安全装置の点検 b) 駆動装置の点検 c) 昇降装置の点検 d) 操作装置の点検 e) 配管部の点検 f) その他の点検（供給源・排水及びゴミ・アタッチメント等） なお、細部については、要領書による。ただし、点検において異常があった場合は、担当官にその旨を申し出て指示を受ける。
7	車の退出	a) リフトの位置確認及び調整 b) アタッチメントの確認及び調整 なお、細部については、要領書による。
8	定期点検記録表の確認	定期点検記録表への記載漏れ及び点検内容に不備等がないかを 確認する。
9	完成検査	完成検査を受検する。
10	略式履歴簿への記載 及びシールの塗布	検査終了後、当該装備品の見えやすい箇所にシールを貼る。

入 札 書

金額 ㄥ

【 Eグループ 】

品 名	規 格	単位	数量	単 価	金 額
中型車両整備用オートリフト定期整備	仕様書のとおり	UN	1		
	以下余白				
履 行 場 所	陸上自衛隊真駒内駐屯地		履行期間	令和6年1月31日	
入札（契約）保証金	免 除	入札有効期間			

当社（私・当団体）は、上記の公告に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項を承諾のうえ入札致します。また、「入札及び契約心得」に定める暴力団排除に関する事項について誓約します。

令和 年 月 日

分任契約担当官

陸上自衛隊真駒内駐屯地

第325会計隊長 土門 勝哉 殿

住 所

会 社 名

代表者名



調達要求番号：33DX1AL4011

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書			
物 品 番 号		仕 様 書 番 号	
4910-285-0973-5		5	
中型車両整備用オートリフト (10t～12t) 定期整備・点検		作 成	令和5年9月8日
		変 更	
		作成部隊名等	第11後方支援隊

1 総則

1.1 適用範囲

本仕様書は、函館駐屯地内×1台（11後方支援隊）において使用する中型車両整備用オートリフト定期整備・点検について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、次によるほか、GLT-CG-Z-500002の1,2による。

1.2.1 点検

点検とは、納入又は前回点検時から約3年を目安とした定期点検をいい、リフト製造会社（以下、製造会社という。）の定期点検要領書（以下、要領書という。）に基づき、リフトに荷重をかけた状態で行う作動点検及びリフトに荷重をかけない始業点検とする。

なお、点検には、作動油交換、油脂類の塗布及び除去（防錆処置）、各部位の清掃及び調整、定期交換部品等（消耗品を含む。）の交換（以下、定期作業という。）を含むものとする。

1.3 種類

種類は、表1による。

表1－種類

番号	物品番号	主品目番号	品名
1	4910-285-0973-5	2482402	中型車両整備用オートリフト(10t～12t)

1.4 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 規格

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

GLT-CG-Z000002 陸上自衛隊一般外注整備共通仕様書

b) 法令等

車両用オートリフト（10t、24t、30t）の定期点検要領の徹底について（通達）

[陸幕武化第556号（20.12.15）]

リフト点検資格認定制度 社団法人 日本自動車機械工具協会

2 整備に関する要求

2.1 一般的要求事項

契約の相手方は、リフトの点検を実施し、当該装備品の機能、性能及び安全を確保する。

また、点検後にリフトの性能及び各操作に異常があってはならない。

なお、点検は、必ず“社団法人 日本自動車機械工具協会”が認定するリフト点検資格認定者を含む人員で実施するものとする。

2.2 整備の種類

整備の種類は、点検とする。

2.3 作業の概要

中型車両整備用オートリフト定期整備・点検（規格：FTW-1033）

- ・移動用チェーン・ローラー交換作業
- ・前後シリンダー、ヘッドシリンダー脱着定期交換部品交換作業
- ・各部グリスアップ作業
- ・オイル交換作業
- ・役務履行で発生した梱包材、産業廃棄物等は処分するものとする

3 監督・検査

監督及び検査は、担当者が定める監督・検査実施要領による。

検査は完成検査とし、検査官の立会の上、機能検査等を実施し合格をもって完了とする。

標準作業表

工程		作業内容
1	作業前の問診	点検に先立ち、対象器材の状況などを官側の管理責任者に問診する。
2	再現テスト	問診情報の再現テストを行う。 なお、その場合、問診対応者の立会のうえ確認すること。
3	始業点検	a) 動力源の点検 b) 障害物（周囲）の点検 c) 器材本体の外観の点検 なお、細部については、要領書による。
4	定期作業	a) 油脂類の交換、給脂、塗布及び除去（防錆処置） b) 消耗品及び定期交換部品等の交換（ワイヤーロープ・ゴムパット等） c) 各部位の調整及び清掃 d) 各装置の点検 なお、細部については、要領書による。
5	車の入場	a) リフトの位置確認及び調整 b) アタッチメントの確認及び調整 なお、細部については、要領書による。
6	点検	a) 安全装置の点検 b) 駆動装置の点検 c) 昇降装置の点検 d) 操作装置の点検 e) 配管部の点検 f) その他の点検（供給源・排水及びゴミ・アタッチメント等） なお、細部については、要領書による。ただし、点検において異常があった場合は、担当官にその旨を申し出て指示を受ける。
7	車の退出	a) リフトの位置確認及び調整 b) アタッチメントの確認及び調整 なお、細部については、要領書による。
8	定期点検記録表の確認	定期点検記録表への記載漏れ及び点検内容に不備等がないかを確認する。
9	完成検査	完成検査を受検する。
10	略式履歴簿への記載及びシールの塗布	検査終了後、当該装備品の見えやすい箇所にシールを貼る。

入 札 書

金額 円

【 F グループ 】

品 名	規 格	単位	数量	単 価	金 額
中型車両整備用オートリフト定期整備	仕様書のとおり	UN	1		
	以下余白				
履 行 場 所	陸上自衛隊真駒内駐屯地		履行期間	令和6年1月31日	
入札（契約）保証金	免 除	入札有効期間			

当社（私・当団体）は、上記の公告に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項を承諾のうえ入札致します。また、「入札及び契約心得」に定める暴力団排除に関する事項について誓約します。

令和 年 月 日

分任契約担当官

陸上自衛隊真駒内駐屯地

第325会計隊長 土門 勝哉 殿

住 所

会 社 名

代表者名

印

調達要求番号：33DX1AL4012

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書			
物 品 番 号	4910-285-0973-5	仕 様 書 番 号	
中型車両整備用オートリフト (10t～12t) 定期整備・点検		6	
		作 成	令和5年9月8日
		変 更	
		作成部隊名等	第11後方支援隊

1 総則

1.1 適用範囲

本仕様書は、滝川駐屯地内×1台（11後方支援隊）において使用する中型車両整備用オートリフト定期整備・点検について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、次によるほか、GLT-CG-Z-500002の1、2による。

1.2.1 点検

点検とは、納入又は前回点検時から約3年を目安とした定期点検をいい、リフト製造会社（以下、製造会社という。）の定期点検要領書（以下、要領書という。）に基づき、リフトに荷重をかけた状態で行う作動点検及びリフトに荷重をかけない始業点検とする。

なお、点検には、作動油交換、油脂類の塗布及び除去（防錆処置）、各部位の清掃及び調整、定期交換部品等（消耗品を含む。）の交換（以下、定期作業という。）を含むものとする。

1.3 種類

種類は、表1による。

表1－種類

番号	物品番号	主品目番号	品名
1	4910-285-0973-5	2482402	中型車両整備用オートリフト（10t～12t）

1.4 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 規格

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

GLT-CG-Z000002 陸上自衛隊一般外注整備共通仕様書

b) 法令等

車両用オートリフト（10t、24t、30t）の定期点検要領の徹底について（通達）

[陸幕武化第556号（20.12.15）]

リフト点検資格認定制度 社団法人 日本自動車機械工具協会

2 整備に関する要求

2.1 一般的要求事項

契約の相手方は、リフトの点検を実施し、当該装備品の機能、性能及び安全を確保する。

また、点検後にリフトの性能及び各操作に異常があつてはならない。

なお、点検は、必ず“社団法人 日本自動車機械工具協会”が認定するリフト点検資格認定者を含む人員で実施するものとする。

2.2 整備の種類

整備の種類は、点検とする。

2.3 作業の概要

中型車両整備用オートリフト定期整備・点検（規格：FTW-1033）

- ・移動用チェーン・ローラー交換作業
- ・前後シリンダー、ヘッドシリンダー脱着定期交換部品交換作業
- ・各部グリスアップ作業
- ・オイル交換作業
- ・役務履行で発生した梱包材、産業廃棄物等は処分するものとする

3 監督・検査

監督及び検査は、担当者が定める監督・検査実施要領による。

検査は完成検査とし、検査官の立会の上、機能検査等を実施し合格をもって完了とする。

標準作業表

工程		作業内容
1	作業前の問診	点検に先立ち、対象器材の状況などを官側の管理責任者に問診する。
2	再現テスト	問診情報の再現テストを行う。 なお、その場合、問診対応者の立会のうえ確認すること。
3	始業点検	a) 動力源の点検 b) 障害物（周囲）の点検 c) 器材本体の外観の点検 なお、細部については、要領書による。
4	定期作業	a) 油脂類の交換、給脂、塗布及び除去（防錆処置） b) 消耗品及び定期交換部品等の交換（ワイヤーロープ・ゴムパット等） c) 各部位の調整及び清掃 d) 各装置の点検 なお、細部については、要領書による。
5	車の入場	a) リフトの位置確認及び調整 b) アタッチメントの確認及び調整 なお、細部については、要領書による。
6	点検	a) 安全装置の点検 b) 駆動装置の点検 c) 昇降装置の点検 d) 操作装置の点検 e) 配管部の点検 f) その他の点検（供給源・排水及びゴミ・アタッチメント等） なお、細部については、要領書による。ただし、点検において異常があった場合は、担当官にその旨を申し出て指示を受ける。
7	車の退出	a) リフトの位置確認及び調整 b) アタッチメントの確認及び調整 なお、細部については、要領書による。
8	定期点検記録表の確認	定期点検記録表への記載漏れ及び点検内容に不備等がないかを確認する。
9	完成検査	完成検査を受検する。
10	略式履歴簿への記載及びシールの塗布	検査終了後、当該装備品の見えやすい箇所にシールを貼る。